

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定 平成12年 2月28日
 改正 平成14年 3月29日
 平成15年11月27日
 平成17年 7月15日
 平成18年11月 1日
 平成19年 4月 1日
 平成19年10月 1日
 平成21年 4月 1日
 平成22年 4月 1日
 平成23年 4月 1日
 平成24年 4月 1日
 平成25年 4月 1日
 平成26年 4月 1日
 平成27年 4月 1日
 平成28年 4月 1日
 平成28年 7月 1日
 平成29年 4月 1日
 平成29年10月 1日

（目次）

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第 4 収集運搬業における積替え保管
- 第 5 処分業の許可申請又は届出等
- 第 6 担当健康福祉センター
- 第 7 許可証の交付
- 第 8 申請者の適格性の照会事務

第 1 目的
 （略）

第 2 用語の定義
 1～19 （略）

20 担当健康福祉センター 本要領の第 6 において定める「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る申請書等の受付を行う健康福祉センター」をいう。

対 照 表

改 正 後

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定	平成12年 2 月 28 日
改正	平成14年 3 月 29 日
	平成15年11月27日
	平成17年 7 月 15 日
	平成18年11月 1 日
	平成19年 4 月 1 日
	平成19年10月 1 日
	平成21年 4 月 1 日
	平成22年 4 月 1 日
	平成23年 4 月 1 日
	平成24年 4 月 1 日
	平成25年 4 月 1 日
	平成26年 4 月 1 日
	平成27年 4 月 1 日
	平成28年 4 月 1 日
	平成28年 7 月 1 日
	平成29年 4 月 1 日
	平成29年10月 1 日
	<u>平成30年 1 月 25 日</u>

(目次)

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第 4 収集運搬業における積替え保管
- 第 5 処分業の許可申請又は届出等
- 第 6 担当健康福祉センター
- 第 7 許可証の交付
- 第 8 申請者の適格性の照会事務

- 第 1 目的
(略)

第 2 用語の定義

1～19 (略)

20 水銀含有産業廃棄物 政令第 6 条第 1 項第 1 号ロに規定する水銀使用製品産業廃棄物及び政令第 6 条第 1 項第 2 号ホに規定する水銀含有ばいじん等をいう。

21 担当健康福祉センター 本要領の第 6 において定める「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る申請書等の受付を行う健康福祉センター」をいう。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-1 許可申請書等

(略)

第3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項

ア (略)

イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。

なお、「出資者等」欄においては、発行済株式総数の100分の5未満の株式を有する株主又は出資の額の100分の5未満の額に相当する出資をしている者（以下「出資者等以外の者」という。）がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。

おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名押印（自署の場合は押印不要）されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物を含むか否かを明らかにすること（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に限る。）。

第3-1-3 添付書類の内容及び留意事項

① 事業計画の概要を記載した書類

ア～カ (略)

②～⑩ (略)

第3-1-4～5 (略)

対 照 表

改 正 後
<p>第3 収集運搬業の許可申請又は届出等</p> <p>第3-1 収集運搬業の許可申請</p> <p>第3-1-1 許可申請書等 (略)</p> <p>第3-1-2 許可申請書受付の際の留意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。</p> <p>なお、「出資者等」欄においては、発行済株式総数の100分の5未満の株式を有する株主又は出資の額の100分の5未満の額に相当する出資をしている者（以下「出資者等以外の者」という。）がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。</p> <p>おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名押印（自署の場合は押印不要）されていることを確認すること。</p> <p><u>取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず又はがれき類に限る。）又は水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、水銀含有産業廃棄物については、当面、水銀含有産業廃棄物を含んでいることを示す書類を添付させること。</u></p> <p>第3-1-3 添付書類の内容及び留意事項</p> <p>① 事業計画の概要を記載した書類</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考に処理基準に適合するか確認すること。</u></p> <p>ク <u>省令様式第6号の2第5面に、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）等を参考に必要な措置を記載させること。</u></p> <p>ケ <u>省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「水銀廃棄物ガイドライン」（平成29年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考に処理基準に適合するか確認すること。</u></p> <p>コ <u>省令様式第6号の2第5面に、水銀含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。</u></p> <p>②～⑳ (略)</p> <p>第3-1-4～(5) (略)</p>

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称、積替え又は保管の場所に関する事項などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、変更届の内容が運搬車両などの許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出を受け付けた後に副本を返却するものとする。

また、廃止届の内容が収集運搬業の一部廃止の場合は、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、全部廃止の場合は、届出を受け付けた後に副本を返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産 業 廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第11号）	第3-2-(3)のとおり。	正本1部 副本1部
	廃止届		第3-2-(4)のとおり。	
特別管 理産 業 廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第17号）	第3-2-(3)のとおり。	
	廃止届		第3-2-(4)のとおり。	

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項
（略）

第3-2-(3) 変更届の添付書類
ア～オ （略）

対 照 表

改 正 後

第 3 - 2 収集運搬業の届出

第 3 - 2 - (1)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。

平成 25 年 3 月 25 日付け環廃第 686 号廃棄物リサイクル課長通知（以下「686 号通知」という。）による石綿含有廃棄物の取扱いの有無に関する変更及び平成 29 年 9 月 26 日付け環廃第 290 号廃棄物リサイクル課長通知（以下「290 号通知」という。）による水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更は、他の変更と同一の届出書とせずそれぞれの変更の届出書を作成させること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称、積替え又は保管の場所に関する事項などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、変更届の内容が運搬車両などの許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出を受け付けた後に副本を返却するものとする。

また、廃止届の内容が収集運搬業の一部廃止の場合は、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本を返却するものとし、全部廃止の場合は、届出を受け付けた後に副本を返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産 業 廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第 11 号）	第 3 - 2 - (3) の とおり。	正本 1 部 副本 1 部
	廃止届		第 3 - 2 - (4) の とおり。	
特別管 理産業 廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変 更）届出書 （省令様式第 17 号）	第 3 - 2 - (3) の とおり。	
	廃止届		第 3 - 2 - (4) の とおり。	

第 3 - 2 - (2) 届出書受付の際の留意事項 （略）

第 3 - 2 - (3) 変更届の添付書類

ア～オ （略）

カ 石綿含有廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) 直近の許可申請に添付した書類の変更前後のものを添付すること。なお、省令様式第 6 号の 2 第 2 面及び第 4 面については、変更があった場合に添付させること。

(イ) 省令様式第 6 号の 2 第 1 面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）を参考に処理基準に適合するか確認すること。ただし、従前から処理基準に適合している場合は、産業廃棄物の種類欄に石綿含有廃棄物を取扱う旨を追記することで差し支えない。

(ウ) 省令様式第 6 号の 2 第 5 面に、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）等を参考に必要な措置を記載させること。

⑱ 予定運搬先処分業者の許可証・指定証・認定証の写し

予定運搬先処分業者の許可証等の写しを添付させ、届出した品目の石綿含有廃棄物が処理できること及び有効期限を確認すること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

第3-2-(4) 廃止届の添付書類
(略)

第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納
(略)

第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書
(略)

第4 収集運搬業における積替え保管
(略)

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-(1) 許可申請書等
(略)

第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項
ア (略)

イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。

なお、「出資者等」欄においては、出資者等以外の者がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。

おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名押印（自署の場合は押印不要）されていることを確認すること。

最終処分において取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物を含むか否かを明らかにすること（品目は限定しない。）。

ウ～サ (略)

対 照 表

改 正 後

キ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) 直近の許可申請に添付した書類の変更前後のものを添付すること。なお、省令様式第6号の2第2面及び第4面については、変更があった場合に添付させること。

(イ) 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

(ウ) 省令様式第6号の2第5面に、水銀含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

⑱ 予定運搬先処分業者の許可証・指定証・認定証の写し

予定運搬先処分業者の許可証等の写しを添付させ、届出した品目の水銀含有産業廃棄物が処理できること及び有効期限を確認すること。

第3-2-(4) 廃止届の添付書類

(略)

第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納

(略)

第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書

(略)

第4 収集運搬業における積替え保管

(略)

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-(1) 許可申請書等

(略)

第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項

ア (略)

イ 申請書の受付に当たっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認するとともに、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）どおりに記載されていることを確認すること（外字等に留意すること）。

なお、「出資者等」欄においては、出資者等以外の者がいる場合、氏名又は名称の欄に出資者等以外の者の人数並びに出資者等以外の者の保有する株式の数又は出資の金額及びその割合を記載し、漏れのないことを明らかにすること。

おって、「申請者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名押印（自署の場合は押印不要）されていることを確認すること。

最終処分において取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有廃棄物を含むか否かを明らかにすること（品目は限定しない。）。

取り扱う産業廃棄物の種類については、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること。なお、当面、水銀含有産業廃棄物を含んでいることを示す書類を添付させること。

ウ～サ (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

- ① 事業計画の概要を記載した書類
ア～キ （略）

②～㉓ （略）

第5-1-(4)～(5) （略）

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。この場合において、届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本1部を返却し、変更届の内容が許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出を受け付けた後に副本1部を返却するものとする。

また、廃止届の内容が処分業の一部廃止の場合は、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本1部を返却するものとし、全部廃止の場合は、届出を受け付けた後に副本1部を返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産 業 廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第11号）	第5-2-(3)の とおり。	正本1部 副本2部
	廃止届		第5-2-(4)の とおり。	
特別管 理産業 廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変 更）届出書 （省令様式第17号）	第5-2-(3)の とおり。	
	廃止届		第5-2-(4)の とおり。	

第5-2-(2)
（略）

対 照 表

改 正 後

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① 事業計画の概要を記載した書類

ア～キ (略)

ク 様式第7号の1の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の処分方法は、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

ケ 様式第7号の5に、水銀含有産業廃棄物の処分の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

②～㉓ (略)

第5-1-(4)～(5) (略)

第5-2 処分業の届出

第5-2-(1)

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を担当健康福祉センターへ提出させること。この場合において、届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。

290号通知による水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更は、他の変更と同一の届出書とせずそれぞれの変更の届出書を作成させること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称などの許可証記載事項に係るものは、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本1部を返却し、変更届の内容が許可証記載事項以外の場合は、許可証の書換交付とならないので、届出を受け付けた後に副本1部を返却するものとする。

また、廃止届の内容が処分業の一部廃止の場合は、許可証の書換交付となるため、許可証の交付時に副本1部を返却するものとし、全部廃止の場合は、届出を受け付けた後に副本1部を返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産 業 廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第11号）	第5-2-(3)の とおり。	正本1部 副本2部
	廃止届		第5-2-(4)の とおり。	
特別管 理産業 廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変 更）届出書 （省令様式第17号）	第5-2-(3)の とおり。	
	廃止届		第5-2-(4)の とおり。	

第5-2-(2)

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第5-2-(3) 変更届の添付書類
ア～オ （略）

第5-2-(4) 廃止届の添付書類
（略）

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納
（略）

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書
（略）

第6 担当健康福祉センター
（略）

第7 許可証の交付

第7-3-(1) 収集運搬業の許可証

ア (ア) （略）

(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

特に第3-1-(3)⑩に係る書類が添付されない場合は注意すること。

例：（グリストラップ汚泥に限る。）

（〇〇工場から△△工場に運搬するものに限る。）

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

(ウ)～(エ) （略）

イ～カ （略）

対 照 表

改 正 後

第5-2-(3) 変更届の添付書類

ア～オ (略)

カ 水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する変更の届出

① 事業計画の概要を記載した書類

(ア) 直近の許可申請に添付した書類の変更前後のものを添付すること。なお、様式第7号の2から様式第7号の4については、変更があった場合に添付させること。

(イ) 様式第7号の1の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む品目については、含む旨を明記すること。なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の処分方法は、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

(ウ) 処分後の処理方法を記載した書類に係る処理業者の許可証の写し
処理業者の許可証等の写しを添付させ、届出した品目の水銀含有産業廃棄物が処理できること及び有効期限を確認すること。

(エ) 様式第7号の5に、水銀含有産業廃棄物の処分の基準を遵守するため、水銀廃棄物ガイドライン等を参考に必要な措置を記載させること。

第5-2-(4) 廃止届の添付書類

(略)

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納

(略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

(略)

第6 担当健康福祉センター

(略)

第7 許可証の交付

第7-3-(1) 収集運搬業の許可証

ア (ア) (略)

(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

特に第3-1-(3)⑩に係る書類が添付されない場合は注意すること。

例：(グリストラップ汚泥に限る。)

(〇〇工場から△△工場に運搬するものに限る。)

(石綿含有廃棄物を除く。)

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有廃棄物に係る許可証においては、含む旨又は除く旨を記載すること。(平成32年度以降は含む旨を記載すること。)

※水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

(ウ)～(エ) (略)

イ～カ (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第7-3-(2) 処分業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) (略)

(イ) また、申請品目に限定が必要な場合は、品目の限定内容を（ ）書きすること。
 なお、事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

例：汚泥（建設汚泥に限る。）

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

イ～カ (略)

第7-4 許可証交付時の留意事項

(略)

第7-5 標準処理期間

(略)

第8 申請者等の適格性の照会事務

(略)

対 照 表

改 正 後

第7-3-(2) 処分業の許可証

ア 事業の範囲

(イ) (略)

(イ) また、申請品目に限定が必要な場合は、品目の限定内容を（ ）書きすること。
なお、事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

例：汚泥（建設汚泥に限る。）

がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）

廃プラスチック類（廃蛍光管に限り、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

※石綿含有廃棄物又は水銀含有産業廃棄物に係る許可証においては、含む旨を記載すること。

イ～カ (略)

第7-4 許可証交付時の留意事項

(略)

第7-5 標準処理期間

(略)

第8 申請者等の適格性の照会事務

(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙9-1

様式第7号（第10条の2関係）

<例1：積替え及び保管行為がない場合

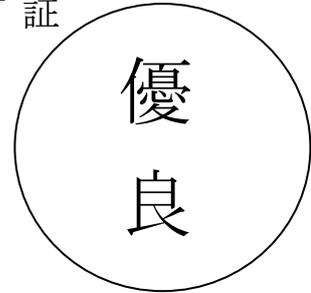
>

第02201000000号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県〇〇市△△町1番2号

氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許可の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

許可の有効年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く。）

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず

以上 7品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

平成〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

対 照 表

改 正 後

別紙 9-1

様式第 7 号 (第 10 条の 2 関係)

<例 1 : 積替え及び保管行為がない場合

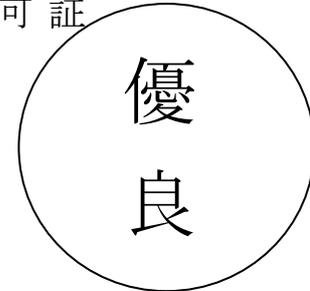
>

第 0 2 2 0 1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号

産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 証

住 所 静岡県〇〇市△△町 1 番 2 号

氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 一郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 〇〇 〇〇 印

許 可 の 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

許可の有効年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を除く。)

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 (石綿含有廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず

以上 7 品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成〇〇年〇〇月〇〇日 新規許可

平成〇〇年〇〇月〇〇日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

